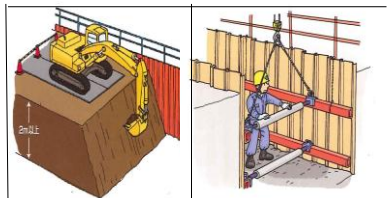


【地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習会】のご案内 (17 時間コース)



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第 73 号=登録有効期間満了日:令和 1 年 3 月 30 日)
一般社団法人 北海道林業機械化協会 (札幌市中央区北 4 条西 5 丁目林業会館)
(TEL 011-251-0708、FAX 011-251-0710)

労働安全衛生法では、掘削面の高さが 2 メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く）作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け及び取りはずしの作業を行う場合は、**技能講習の修了資格を有する作業主任者の指揮のもとに行わなければならないこと**になって

います。
当協会は、北海道労働局長より登録教習機関として認可を受け、本講習を実施しております。
この度、下記のとおり講習会を開催いたしますので、資格取得をご検討の方におかれましては、ぜひこの機会にご受講くださいますようお願い申し上げます。

1 受講資格 地山の掘削作業及び土止め支保工の作業に 3 年以上従事した経験を有する方

2 開催日時 令和 8 年 1 2 月 1 4 日（月）～1 6 日（水）9：00～

3 開催場所 北海道林業会館 大会議室（札幌市中央区北 4 条西 5 丁目林業会館 3 F）

4 講習カリキュラム

科 目		範 囲	時 間
学 科	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法、浮石・埋設物等の処理、湧水の処理及び排水の方法、法面防護の方法、土砂及び岩石の性質、土止め支保工の種類・材料・構造・組立図・点検及び補修、土止め支保工の切りばり・腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	10.5 時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い、電気及び内燃機関 器具及び工具、有害ガス、危険防止のための措置、崩壊の予知、服装及び保護具	3.5 時間
	作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法、作業標準、災害発生時における措置	1.5 時間
	関係法令	労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1.5 時間
	計		1 7.0 時間

5 修了試験

講習修了後、修了試験（学科）を行います。

6 修了証の交付

修了試験に合格した方につきましては、後日、当協会より「技能講習修了証」を交付します。

7 受講申込みの手続き

受講を希望される方は、**事前に電話にて予約申込みの上**、下記の書類等を添えて、お早めに当協会へ送付くださいますようお願いいたします。

(1) 受講申込書（別紙）

※受講申込書に、当該作業に満 1 8 才以後、**3 年以上従事したことの事業主の証明が必要です。**
※記載いただく期間は、**受講申込日以前のものに限ります。**申込日以降の予定や見込みは含めな
ようご注意ください。

(2) 顔写真：1 枚（縦 3 cm×横 2.5 cm 程度 裏面に氏名を記入）

※上三分身・正面・脱帽のもので背景無地。頭部の上に 4 mm 程度のスペースを確保し、頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。

(3) 受講料：2 4, 0 0 0 円(税込み・テキスト代含む)

8 その他

受講時には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン）を持参してください。

なお、当協会が交付した技能講習修了証をお持ちの方は、今回取得される修了証（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者）へ集約することが可能です。集約をご希望の方は現在お持ちの技能講習修了証をご持参ください。

*** 定員になり次第、締め切らせていただきますのでお早めにお申し込みください。***